

第109回神戸市個人情報保護審議会 議事録

1. 日 時 令和3年11月5日（金）10時00分～11時45分
2. 場 所 神戸市役所1号館14階 大会議室
3. 出席者
 - (1) 審議会委員（敬称略・五十音順）
荒川雅行、小野裕美、上月陽子、高野一彦、中川丈久、灘本明代、西海恵都子、西口竜也、西村裕三
 - (2) 実施機関の職員
市長室広報戦略部広聴担当課長
福祉局国保年金医療課長
福祉局障害者支援課長
健康局食育・栄養指導担当課長
水道局配水課長
教育委員会事務局健康教育課長 ほか
 - (3) 事務局の職員
市長室担当部長、企画調整局デジタル戦略部担当課長 ほか
 - (4) 傍聴者
なし
4. 議 題
 - (1) 審 議
 - ①本庁舎・区役所・総合コールセンターへの電話の通話録音・分析について
 - ②福祉医療費助成事業に係る国民健康保険高額介護合算療養費支給事務との給付調整について
 - ③障害者見守り支援事業における介護保険情報の利用について
 - ④食育に関するアンケート調査における児童扶養手当受給者情報の利用について
 - ⑤漏水通報等に係る情報共有アプリの構築について
 - ⑥個人情報保護法改正に伴う神戸市個人情報保護制度のあり方について
 - (2) その他
 - ①特定個人情報保護評価書点検部会の実施結果について（報告）
 - ②新たに個人情報等を電子計算機処理することについて（報告）
5. 議事要旨
 - (1) 審 議
 - ①本庁舎・区役所・総合コールセンターへの電話の通話録音・分析について
市長室広報戦略部から、本庁舎・区役所・総合コールセンターへの電話の通話録音・分析について、条例第7条（収集の制限）に基づき審議会へ諮問した旨、並びにその概要、効果、個人情報保護措置等について、審議会資料に基づき説明がなされた。

○委 員 ただいまの説明につきまして、ご質問等ありましたらお願いします。

- 委員 参考の構成図はいるのかなと思ったんですけども。参考の構成図はシステム図になってなくて、要はアナログ的な図になってまして、重要なのはサーバーに保管させて、そのサーバーがファイヤーウォールで守られていますよという。それから委託業者には媒体で渡すのですか。オンラインじゃないんですよね。
- 広報戦略部 はい。
- 委員 その媒体で渡しますよというところが、個人情報保護のところでは重要なかなと思ったんで。よく分からないんですけど、そこを足すのか、この図を取るのか、した方が良いかかなと思ったのが1点。それからサーバー上には、3カ月間保存して、デリートするっていうのは理解できたんですけども、保存が結局、「及び」と書いてあるので、サーバー側と委託業者側の両方に保存してしまう訳ですよ。委託業者側の保存期間というのは、**don't care** でいいんですか？
- 広報戦略部 後者の方からご説明させていただきたいんですけど、委託業者の具体はまだ定まっておられません。令和4年度以降、全件を対象にした詳細分析というのを考えておまして、予算をとって、事業者を選定して、事業のやり方を決めていくという流れになります。当然、分析後速やかにデータを削除するよという要件を定めるつもりです。その期間というのは、まだ具体には定めておられません。
- 委員 別に書かなくてもいいんですか。
- 広報戦略部 今回は我々の認識としては、個人情報を収集するところの諮問をさせていただいている認識でして、委託のところは、またその段階でという認識です。
- 委員 分かりました。じゃあ、なおさらのこと、この図、私から見るとアナログな部分しか書いてなくて、ファイヤーウォールで、というディスクの部分を書いておいた方がいいかなと思いました。
- 広報戦略部 ここは、総合コールとか、代表交換とか、我々はもちろん分かるんですけど、なじみのないところで。
- 委員 ここら辺は分かるんですけども、要はシステム屋が見たときに、古いアナログ的なところを一生懸命書いていて、肝心な部分が抜けているという印象があったので。

- 広報戦略部 分かりました。そこは仕組みとして設けますので、分かるようにします。
- 委員 他にご質問等ありませんでしょうか。
- 委員 通話録音の期間というのは、どのくらいを想定されているのでしょうか。一定期間終わって終わりなのか、絶えず更新して長期的にやっていく前提なのか。
- 広報戦略部 絶えず長期的にやっていくイメージです。今のところ。
- 委員 それは、中身が変わっていくからですか。
- 広報戦略部 そうです。当然、問い合わせ内容が変わってきますので、時勢に応じて。今であれば、コロナに集中しているんですけど、来年は何が起きているか分からないということもありますので、恒久的にというイメージです。
- 委員 2点ありまして。まず一つ目は、録音されていますというのは、アナウンスするのか、一々アナウンスすべきだと思うんですけど、他方で、それをやっている、災害時など非常時には逆に、いらいらするというところもあると思うので、その点と。それから、もう一つは不当要求行為の録音ですね。電話を受けていて、これは不当要求だとなったときに、それは分析から外すのか、多分いららないんですよね。別の要領の方に従ってやっていくという切り替えは誰がやるんですか。受けた人がボタンを押すというような感じで変えていくのか、そこの仕組みはどうなっているのですか。
- 広報戦略部 資料の3ページをご覧になっていただきますと、事務の流れの①のところに、「電話交換業務及び総合コールセンター業務において、市民からの入電時、自動音声により事前に録音する旨をアナウンスする。」とあるように、現在、事前にアナウンスをすることを考えております。もう1点、不当要求につきましては、別途要領に従って、通話録音等を確認できるという流れになっております。そこを入電時に、切り分けるという作業は、今は考えてございません。入電したデータをそのまま録音データとして、音声データとして残ってテキスト化されます。このテキスト化されたものを誰が取扱うかという対応の仕方になるかと思えます。不当要求行為に関する条例に基づいて、これが不当要求行為であるということで確認したいと、それがどのような内容であったかということは、手続きに従ってやっていただくという流れになるかと思えます。
- 委員 不当要求の要領とこの要領の関係でいうと、こちらが一般則で、全部吸い上げてテキスト化して、その後、不当要求行為の要領が、いわば発動され

て、このテキストの部分が不当要求行為だから要領のもとで二次利用を含めて、別の取扱いになっていくということですか。

- 広報戦略部 はい。6 ページの第 2 項に、管理所管課及び委託事業者は、詳細分析に利用しますとまず一つ目に書いています。但し書きで、不当要求行為の録音及び録画に関する要領にあたる場合は、別途手続きを行いますと。これ以外の 2 次利用は認めないという形で運用の仕方を考えています。要領としては、別でという形になります。
- 委員 一点目だけ加えて、これ個人情報と関係あるのかないか微妙ですが、毎回毎回流すのか、こんな時に流している場合じゃないだろうということも災害時なんかには。その場合は、個人情報よりも、そういう方を優先することもあると思うんです。
- 広報戦略部 当然、いわゆる防災指令が出ているときとか、色んなタイミングがありますので、今そこまで考えが至ってない所があるんですが、言われるとおり、そのアナウンスは考えなければと思います。
- 委員 要領は、少し例外ができるようにしておいた方がいいと思います。
- 広報戦略部 分かりました。
- 委員 このデータは、個人個人のプロファイリングには、使わないという理解でよろしいでしょうか。
- 広報戦略部 はい。その理解で大丈夫です。
- 委員 他にいかがでしょうか。他になれば、この諮問案件について、審議会としての答申の方向性をまとめたいと思います。「本庁舎・区役所・総合コールセンターへの電話の通話録音・分析について」ですが、本庁舎、各区役所、コールセンターが受電した通話内容を録音し、通話内容の分析により、市民が求める情報を把握し、市ホームページや FAQ サイトを改善することです。それによりまして、架電の集中を緩和することが期待でき、市民サービスの向上に寄与することが考えられます。また、個人情報の保護措置も徹底される予定であることから、本審議会の意見としては、「妥当」といたしたいと思います。ただし、先程委員からご指摘のあった、システム構成図のセキュリティー面のところは修正をお願いいたします。

②福祉医療費助成事業に係る国民健康保険高額介護合算療養費支給事務との給付調整について

福祉局国保年金医療課から、福祉医療費助成事業に係る国民健康保険高額介護合算療養費支給事務との給付調整について、条例第9条（利用及び提供の制限）に基づき審議会へ諮問した旨、並びにその概要、効果、個人情報保護措置等について、審議会資料に基づき説明がなされた。

- 委員 ただいまの説明につきまして、ご質問等がありましたらお願いします。
- 委員 住基個人番号を対象にされているんですけど、これってマイナンバーカードの番号とはまた別なんですか。
- 国保年金医療課 はい。マイナンバーカードとは別になっておりまして、システム上で付番しております住民基本台帳に登録されている番号です。システム上で管理している番号になります。
- 委員 どうして住基番号又はマイナンバーカードの番号とかにしないんでしょうか。
- 国保年金医療課 基本的に、マイナンバー番号を使おうと思えば、対象業務にしか使えませんので。対象業務になっておりません。
- 委員 分かりました。それから、世帯主の情報まで取ろうと、結合されているみたいなんですけど、世帯主の情報っているんですか。本人の住基個人番号は分かるんですけど、世帯主までいるんですか。
- 国保年金医療課 高額介護合算療養費というのが、世帯で計算して出すものですので。
- 委員 合算の金額になるんですね。
- 国保年金医療課 そうです。自己負担金額とかが必要になってきますので。
- 委員 なるほど。A家の中に、Bさん、Cさん、Dさんがいたら、A家のお金であって、Bさん、Cさん、Dさんの合算ということなんですか。
- 国保年金医療課 はい。そうです。
- 委員 分かりました。あと、システム図なんですけど、同じ基幹系ネットワークの中にあるのに、どうしてファイルをUSBで渡さないといけないのですか。

- 国保年金医療課 共通基盤の連携となりますと、情報提供する側の国民健康保険システムの改修費がかかってくるということで、年に一度の300件程度の処理になりますので、また、今後国民健康保険システムも改修を検討されているということですので、現状では費用対効果を考えて、USBでの連携とさせていただきます。
- 委 員 分かりました。将来的にはネットワークになるかもしれないということですね。
- 国保年金医療課 はい。検討していきたいと思います。
- 委 員 それと、福祉医療システムの書き方で、よく分からない部分があるんですけど。ファイルサーバーの中に、給付実績ファイルや個人負担ファイルがあるというのは理解しました。ここの福祉医療受給データベースになるんですかね。これがファイルサーバーから外にあるということは、これは別のサーバーがあるという理解で良いのですか。
- 国保年金医療課 これは、福祉医療システム側で持っているデータになります。そこから必要なものをファイルにはき出しまして、ファイル操作で最終的な給付費振替集計資料を作るという形になります。
- 委 員 ファイルサーバーというのは、福祉医療システムの一部になっているんですか。
- 国保年金医療課 ファイルサーバー自体は、福祉医療システムの一部のサーバーとなっています。
- 委 員 分かりました。それから、最終的にアウトプットで出て来るのは紙ベースの集計資料になっているんですか。
- 国保年金医療課 これは、データで最後ファイル作成をする形です。
- 委 員 このデータはどこに行くんですか。正確に読むと、給付費振替集計資料。この図でどう見ても紙にしか見えないんですけど。ファイルが出て来るとしたら、ファイルはどこに行くのでしょうか。
- 国保年金医療課 一旦はファイルサーバーの中に保存しますが、最終的には、集計資料はあくまでも集計資料でして、個人情報が含まれてないものです。実際、振替の手続をするための財務関係の帳票の添付資料として使用いたします。

- 委員 集計したデータは、個人情報全部なくしてマスキングして集計しますという理解ですか。では、ここの部分は、今回の諮問から外して考えたらいい訳ですね。
- 国保年金医療課 そうですね。個人情報ではないので。一応、事務の流れを説明するために記載させていただきました。
- 委員 分かりました。これフローだと紙に見えるので変えた方がいいと思うのと、今回諮問範囲から外した方がいいのかなと思います。以上です。
- 委員 他にご質問はないでしょうか。この諮問案件について、審議会としての答申の方向性をまとめたいと思います。国民健康保険被保険者が福祉医療助成を受けた後に国民健康保険の高額介護合算療養費の給付を受ける場合、重複受給を避けるため、国民健康保険被保険者情報を利用するということです。それにより、医療費の適正な配分が図られるということで、公益に資すると認められます。また、個人情報の保護措置も徹底される予定であることから、本審議会の意見としては、「妥当」といたしたいと思います。ただ、システム図のご指摘のあった点は、改良してください。

③障害者見守り支援事業における介護保険情報の利用について

福祉局障害者支援課から、障害者見守り支援事業における介護保険情報の利用について、条例第9条（利用及び提供の制限）並びに条例第11条（電子計算機処理の制限）に基づき審議会へ諮問した旨、並びにその概要、効果、個人情報保護措置等について、審議会資料に基づき説明がなされた。

- 委員 ただいまの説明につきまして、ご質問等ありましたらお願いします。
- 委員 いつも思うのが、障害福祉の情報は非常に大切だと思うんですけど、USBでデータを渡しているケースが多いんですね。それに対して、他のところは結構中央に近い部分はキントーンを使ったり、ネットワークを使ったり、非常にシステムが先進的になっているんです。もう少し系統的に充実化させないと、今どきUSBでこんな重要な情報を渡すって考えられないと思うので、システム全体をもう少しアップグレードするような提案をされていった方がいいかなと思います。
- 障害者支援課 システム上で合理的にできる方法がないか、検討することは必要かと思っておりますけど、基幹系システムがいくつあるとか、繋げるであるとか、情報を随時やっていくには、どういうのが合理的であり、また、経費的に問題がないやり方がどうあるのかというところは、常に課題だと思っております。

○委員 USBの方がリスクがあると思うのですが。

○障害者支援課 その辺のところは、まだ研究も必要だと思っておりますけれど、今後、福祉情報システムも変わっていくであるとか、見守りというのも新しくやっている事業ですので、改修もできていないというところもあります。あとは、事業者にさせるというところもあるので、後々の管理も考えて、検討していくべきことだと認識はしております。

○委員 他にご質問ありますでしょうか。それでは答申をまとめたいと思います。既に実施している障害者見守り支援事業において、迅速に支援対象者にアプローチするため、介護システムの介護保険サービス利用状況に関するデータを利用することにより、台帳データの適正な管理が可能になり、あるいは、適切なサービスの提供が可能になるということで、市民サービスの向上に資すると認められます。また、個人情報の保護措置も徹底される予定であることから、本審議会の意見としては、「妥当」といたしたいと思います。

④食育に関するアンケート調査における児童扶養手当受給者情報の利用について

健康局健康企画課から、食育に関するアンケート調査における児童扶養手当受給者情報の利用について、条例第9条（利用及び提供の制限）に基づき審議会へ諮問した旨、並びにその概要、効果、個人情報保護措置等について、審議会資料に基づき説明がなされた。

○委員 ただいまの説明につきまして、ご質問等がありましたらお願いします。

○委員 問題はなさそうですか。よろしいですか。この諮問案件について、審議会としての答申の方向性をまとめたいと思います。食育に関するアンケート調査における児童扶養手当受給者情報の利用についてですが、新型コロナウイルス感染症拡大により、ひとり親家庭の食生活状況の悪化が見られることから、児童扶養手当受給者状況を利用して、食生活状況等に関するアンケート調査を実施するということです。これにより、今後の効果的な施策の展開に繋げることに寄与し、公益に資すると認められます。また、個人情報の保護措置も徹底される予定であることから、本審議会の意見としては、「妥当」といたしたいと思います。

⑤漏水通報等に係る情報共有アプリの構築について

水道局配水課から、漏水通報等に係る情報共有アプリの構築について、条例第11条（電子計算機処理の制限）に基づき審議会へ諮問した旨、並びにその概要、効果、個人情報保護措置等について、審議会資料に基づき説明がなされた。

○委員 ただいまの説明につきまして、ご質問等ありましたらお願いします。

- 委員 4 ページの運用上の保護を見ても、iPad 上にあたかも入力したファイルがあって、そのファイルを送受信して、iPad 上にもデータが残っているような書き方をされているんですけど、iPad はあくまで閲覧だけですよ。データも入力だけですよ。
- 配水課 はい。
- 委員 なので、この書き方を変えないと。
- 配水課 そういうふうに読めるということですか。
- 委員 まさしくその通りに書いてあります。ファイルの送受信を行う端末には iPad を用いる。ファイルの送受信はしないですよ。分かりますか。②ですね。
- 配水課 送受信、閲覧ということですか。
- 委員 違います。ファイルの送受信です。ファイルの送受信というのは、ファイルがここにあるということですので、データの送受信。③もそうなんですよ。送信されたファイルと書いてあるんですよ。
- 配水課 送信されたデータということですか。ありがとうございます。
- 委員 それにしないと、全てが、全部、悪意がなくても、ここにファイルがあると見えてしまうので、変えておいた方がいいかなと思います。
- 配水課 ありがとうございます。
- 委員 ご質問はございませんでしょうか。それでは、この諮問案件について、審議会としての答申の方向性をまとめたいと思います。「漏水通報等に係る情報共有アプリの構築」についてですが、市民等から漏水事故等の通報があった際、通報内容や給水管管理図等の情報をタブレットによって情報を閲覧できるようにするため、新たに情報共有アプリを構築するというものです。これにより、迅速かつ的確な初動対応に繋げることが可能となり、公益に資すると認められます。また、個人情報の保護措置も徹底される予定であることから、本審議会の意見としては、「妥当」といたしたいと思います。

⑥ 中学校給食システムにおける校務支援システム情報の利用について

教育委員会事務局学校支援部健康教育課から、中学校給食システムにおける校務支援システム情報の利用について、条例第9条(利用及び提供の制限)に基づき審議会へ諮問した旨、

並びにその概要、効果、個人情報保護措置等について、審議会資料に基づき説明がなされた。

- 委員 ただいまの説明につきまして、ご質問等がありましたらお願いします。
- 委員 これは、小学校のデータをファイルサーバーに入れて、それを中学もサーバーを共有しましょうという話ではなく、別のサーバーを立てて、全体移行しようという話ではないのか、何をしようとしているのかが、分からなくて。同じデータベースにアクセスするのですか。
- 健康教育課 校務支援システムのデータベースと、給食予約システムのデータベースは異なるものになっておりまして、校務支援システムから抽出した、児童と生徒の情報を一旦K I I Fのファイルサーバー、これも別のところにあるんですけど、一旦そちらに格納して、中学校給食から、全部I P - V P Nで繋がっておりますので、それをピックアップしてデータベースに入れ込むと、中学校給食予約システムのデータベースに入れ込むという流れになります。
- 委員 なるほど。小学校のときの、この上にあるこのデータベースから、中学の予約システムにデータを移行するために、中間としてこのファイルサーバーを経由しますという話なんですか。
- 健康教育課 まさにその通りです。
- 委員 なるほど。①～③と④～⑥のデータが、なんでこんなに全部いるのと、データベース見ると思ったんですけど、要はデータ移管だという理解で。
- 健康教育課 その通りです。
- 委員 そのときに、何故ここに端末が入って来るんですか。データベースのデータ移管だったら、そのままデータ流しちゃえばいいのでは。
- 健康教育課 自動連携ではなく、今回は端末から手動でピックアップするという流れになっています。年2回、11月末と4月当初を予定しているんですけども、このピックアップの時期も、こちらで指定して、校務支援システム側においてもらい、中学校給食端末から、I P - V P Nの回線で、このK I I F内を覗きに行って、ピックアップして入れ込むと。なので、オートメーションではないです。日次とか月次とか、決まったタイミングでやるものではないので、オートメーションではなくて、この端末でピックアップします。

- 委員 分かりました。今回は、この中学のデータを移管するところだけの諮問という理解でいいんですかね。要は、中学のデータベースの更新とかはあんまり考えなくていいんですね。
- 健康教育課 そうですね。
- 委員 分かりました。でも、全てが VPN の中に入っているということなんですよ。
- 健康教育課 はい。
- 委員 人が介するのは、この中学の端末のところで、命令をするくらいですか。
- 健康教育課 そうですね。取りに来て入れ込むという作業です。
- 委員 このシステムが完成すると、中学校における給食予約の日々の作業というのが、学校から教育委員会に移るといったことなんでしょうか。
- 健康教育課 各年度ごとの新規登録と年次更新作業が、今紙ベースであるとか、リストを学校に照会をかけて送り返してもらっているという作業がなくなるので、全てにおいて事務負担は軽減できると考えております。
- 委員 教育委員会がこの仕組みを整えることによって、小学校と中学校の色んな事務が軽減されると。
- 健康教育課 そうということです。保護者の方も含めて軽減されるということで。
- 委員 他にご質問はありませんか。よろしいですか。この諮問案件について、審議会としての答申の方向性をまとめたいと思います。中学校給食システムにおける校務支援システム情報の利用についてですが、中学校に進学しようとする小学校 6 年生が、中学校給食の利用登録にあたって、中学校給食予約管理システムに、校務支援システムの進学予定中学校名、氏名、生年月日等の情報を取り込み、迅速かつ的確に利用登録を行うとのこと。これは、保護者や児童の負担軽減や事務の効率化に繋がります。また、個人情報の保護措置も徹底される予定であることから、本審議会の意見としては、「妥当」といたしたいと思います。

⑦個人情報保護法改正に伴う神戸市個人情報保護制度のあり方について

市長室市民情報サービス課から、個人情報保護法改正に伴う神戸市個人情報保護制度のあり方について、条例第 33 条に基づき審議会へ諮問した旨、並びにその概要等について、審

議会資料に基づき説明がなされた。

- 委員 個人情報保護法の全面的な改正ですね。あるいは個人情報保護制度の一元化ということが、図られようとしておまして、新しい法律が令和5年春から施行される予定であり、それに見合った形で、条例の改正も必要だということです。何かお分かりにならないことなどありましたら、ご質問ください。
- 委員 ご質問はございませんでしょうか。
- 委員 最後の事務局からの提案としては、この法改正に対応するために、この全体会議ではなく、制度審議部会を作って検討してもらいたいという提案でした。そこで、その部会の設置に係ることなのですが、ここでお手元の法令・資料集の4ページをご覧ください。神戸市個人情報保護審議会運営要綱第5条によると、「この要綱に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。」と規定されています。そこで本日は、3点について委員の皆さんへお諮りしたいと思います。
- 委員 はじめに、制度審議部会を設置することについて、ご異議はありませんか。
- 委員 制度審議部会の設置については、よろしいでしょうか。では、制度審議部会の設置については、お認めいただいたということにさせていただきたいと思います。
- 委員 次に、制度審議部会での審議にあたっては、その運営に関して必要な事項を規定した運営要綱を定める必要があります。お手元の法令・資料集の55ページをご覧ください。当審議会では、これまでも、国の個人情報保護法等の制定に伴う本市の個人情報保護制度のあり方について審議する制度審議部会を設置し、その都度、運営要綱が定められています。過去の要綱を参考にして、この度の市長からの本日付けの諮問事項に対応する要綱をこのように定めたいと思いますが、いかがでしょうか。
- 委員 運営要綱の内容については、特にご意見ありませんでしょうか。
- 委員 そうしましたら、最後に、部会委員の指名です。さきほどの制度審議部会運営要綱第2条第2項では、「制度審議部会の委員は、審議会委員の中から会長が指名する。」とありますので、私の方から指名をさせていただきたいと思います。まず、法律分野からは、荒川副会長、中川委員、高野委員、柴田委員、情報システム分野では玉置委員、灘本委員、そして私、西村の以上7名といたしたいと思いますが、いかがでしょうか。今日ご欠席の方

もいらっしゃいますが、事務局によりますと、内諾を得ていると伺っております。今日ご出席の方で、私が指名いたしました委員のみなさんは、お引き受けいただけますでしょうか。

○委員 ありがとうございます。それでは、先程申し上げました、7名の先生方です、制度審議部会を立ち上げたいと思います。今後の審議方法等については、新たに開く制度審議部会において取り扱いたいと思います。どうもありがとうございました。

○委員 本日審議いたしました、ただいまの案件を除く7件の諮問への答申文ですが、審議会としての方向性については結論が出ていますので、文言等の調整は、私に一任いただけますでしょうか。

○委員 (異議なし)

○委員 それでは、そのように処理させていただきます。

○委員 それでは、次に報告事項に移ります。

(2) その他

①特定個人情報保護評価書点検部会の実施結果について（報告）

部会長から、特定個人情報保護評価書点検部会の実施結果について、報告がなされた。

○委員 この度、マイナンバーを含む特定個人情報を取扱う事務について、全項目評価書の変更に伴うもの8件について、9月14日に点検部会を開催し、審議しました。審議の結果、点検部会としましては、いずれの評価書におきましても「妥当」と判断いたしました。なお、答申書は資料8のとおりですので、後ほどご覧ください。以上で、点検部会の報告を終わります。

○委員 ただいまの報告について、ご質問等がございましたらお願いします。

○委員 (質問等なし)

②新たに個人情報を電子計算機処理することについて（報告）

事務局から、神戸市個人情報保護条例第11条第1項及び第2項第2号に基づき新たに個人情報を電子計算機処理することについて、報告がなされた。

○委員 ただいまの報告について、ご質問等がございましたらお願いします。

○委員 (質問等なし)

○委員　それでは、これをもちまして、第 109 回神戸市個人情報保護審議会を終わります。ありがとうございました。